

リニューアル支援事業補助金

事業承継に伴う店舗改修や、商店街の回遊性向上に資する店舗内のトイレ改修費用の一部を補助します。

⇨ 補助対象は以下の2タイプ（いずれかを選択してください）

タイプⅠ：事業承継タイプ

事業承継（経営引継ぎ）を行う事業者に対し、店舗のリニューアル工事に関する工事費の一部を補助します。

補助対象経費：**店舗のリニューアルに関する工事費**（内外装及び設備工事費。備品の購入費は対象外）
補助金額：補助対象経費の**2分の1以内**の額（**補助上限額50万円**）
対象者：補助金の交付を申請する日から遡って5年以内に事業承継をしているか、補助事業完了の日までに事業承継を行う事業者（小売業、飲食業又はサービス業）

※事業承継とは

個人事業者で店舗経営者の交代を伴うもの、又は法人で代表者変更を伴うもの。

（開廃業届や商業登記簿謄本で事業承継したことが確認できること）

タイプⅡ：商店街回遊性向上タイプ

観光客等が誰でも利用できる『桐生おもてなしトイレ』を整備する事業者に対し、トイレ改修工事費の一部を補助します。

補助対象経費：**トイレ改修工事費**
補助金額：補助対象経費の**2分の1以内**の額（**補助上限額50万円**）
対象者：中心市街地の商店街団体と連携し、観光客や買物客の回遊性向上を目指す事業者（小売業、飲食業又はサービス業）

※本補助金を活用して整備したトイレについては、市や関連団体がイベント開催に際して制作するパンフレット等で「桐生おもてなしトイレ」として場所を記載することがあります。

対象要件

以下の要件を全て満たすことが必要です。

- 共通要件
- 当該年度内に改修工事及び支払いを完了させ、操業を開始できること。
 - 法人の場合は市内に登録有するもの、個人事業者については市内在住者（事業完了までの予定を含む）
 - 桐生市内にある店舗で、10年以上の営業実績があること。
 - 週4日以上かつ1日あたり2時間以上の営業を行う店舗であること。
 - 工事施工業者は、桐生市内の事業者に限る。
 - 補助対象事業完了後、継続的に3年以上経営を行うこと。
 - 補助金の交付申請時点において、桐生市電子地域通貨「桐ペイ」の加盟店であること。
- タイプⅠのみ
- 事業承継に際して、法律等に基づく資格・許認可が必要な業種においては、既に取得していること又は取得が確実に見込まれていること。
 - 承継店舗の屋号を継承前の屋号と同一にするなど、店舗の継続性が客観的に確認できること。
- タイプⅡのみ
- 商店街振興組合等から、商店街の回遊性の向上に資する事業として確認を受けること。
 - 「桐生おもてなしトイレ」の表示を店外からわかるように表示し、観光客にトイレを開放すること。

注意事項

- 予算額に達した時点で、受付は締め切ります。
- 申請時にすでに予算額に達していたり、事業内容等により補助対象とならないケースがありますので、申請前に桐生市商工振興課（問合せ先：裏面）までご相談ください。

申請方法・フロー

① 関係書類を揃えて、市に補助金交付申請する

市が審査

② 市から補助金の交付決定の通知を受ける

(注) 交付決定前に着手、契約した工事は補助金の対象になりません

③ 事業を実施（改修工事契約・工事着手）する

④ 事業完了後、関係書類を揃えて、市に実績報告（事業完了報告）する

(注) 令和9年3月末までに事業完了報告を行わない場合、補助対象外となります

市が審査、補助額等の確定を通知

⑤ 市から補助金が振り込まれる

交付申請時の提出書類

共通事項

交付申請書（様式第1号）
事業計画書
事業継続に関する誓約書（様式第1号の3）
暴力団等でないことの誓約書（様式第1号の4）
飲食業に係る宣誓書（様式第1号の5）
※飲食業のみ
補助事業者に関する書類
（個人事業主：住民票、法人：商業登記簿謄本）
住民票（個人事業主のみ）
商業登記簿謄本（法人のみ）
事業実施場所を示す書類
改修前の内部及び外部の写真
改装に関する書類（見積書、図面の写し）
法令許可等が必要な場合の関係書類
市税の完納証明書
預金通帳等の写し（振込先確認用）

タイプⅠのみ

事業承継に関する書類
個人の場合：現代表者の開業届の写しと前代表者の廃業届の写し
法人の場合：商業登記簿謄本の写し
団体の場合：代表者が交代したことが分かる資料
資格認定書、許認可証の写し
※法令許可等が必要な場合のみ
事業承継に関する誓約書（様式第1号の7）
※事業承継が交付申請時に完了していない者のみ

タイプⅡのみ

商店街団体の確認書

事業完了報告時の提出書類

共通事項

実績報告書（様式第5号）
事業実績概要書（様式第5号の2）
支出一覧表（様式第5号の3）
精算払請求書（様式第6号）
支出に関する書類
（領収書、口座振込書、通帳等の写し）
契約に関する書類（工事請負契約書等の写し）
事業実施の写真
（工事の実施状況、施工中、施工後がわかるもの）
補助事業者に関する書類
※交付申請時に住所又は登記が市内にない場合のみ
桐生市電子地域通貨「桐ペイ」加盟店認定通知書の写し

タイプⅠのみ

事業承継推進事業に関する書類（交付申請時において事業承継がなされていない場合のみ）
個人の場合：現代表者の開業届の写しと前代表者の廃業届の写し
法人の場合：商業登記簿謄本の写し
団体の場合は、代表者が交代したことがわかる資料

問合せ先

桐生市 産業経済部 商工振興課 商業金融担当
TEL：0277-32-4104
E-mail：shoko@city.kiryu.lg.jp